

公益社団法人八幡浜法人会 広報誌

はまゆう

2019.1 No.74



「羅漢穴」西予市野村町小松

公益社団法人 八幡浜法人会



法人会のシンボルマーク

(公社) 八幡浜法人会は昭和36年(1961年)税務協力団体として八幡浜市の法人企業130社の自主的任意団体を基礎としてその後、同じ趣旨のもと八幡浜税務署管内 八幡浜市、西宇和郡、東宇和郡(現西予市)の企業経営者に広がり、昭和54年(1979年)社団法人化し、また平成25年に公益社団法人として会員数約830社からの会員を要する組織となっております。

地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正の提言や、未来を担う子どもたちへの租税教室を行うなど、税知識の普及や社会貢献を目的に活動しております。

本文目次

新年のご挨拶 (公社) 八幡浜法人会会长 門田完司	2
年頭のご挨拶 八幡浜税務署長 葛西重紀	3
第35回法人会全国大会・税制改正に関する提言	4
第6回法人会通常総会・各交流会議	5
全国女性フォーラム・全国青年の集い	6
八幡浜税務署からのお知らせ	7-12
税の作文 優秀作品	13-14
法人会の租税教室	15
自主点検チェックシートについて	16
愛結び八幡浜会場のご案内	17-18
税務署との座談会	19
法人会の活動	20
法人会のセミナー	21

表紙の写真 西予市のジオポイント「羅漢穴」

提供 鈴木 友三郎 様

県指定(天然記念物)の名称は「小屋の羅漢穴」。四国カルストの西の麓、西予市野村町小松、標高720mの高地にある鍾乳洞です。古くから四国最大級の石灰洞穴として知られ、日本百名洞にも選定されています。洞はY字形になっており、支洞も含めると全長545mに達するとされています。照明設備がないため、入洞の際には汚れる覚悟で、ライトやヘルメットをご準備を。

新年のご挨拶

(公社) 八幡浜法人会 会長 門田 完司



新春を寿ぎ、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、会員の皆様並びに税務当局及び関係各団体の方々より特段のご支援ご協力を賜りましたこと役員一同より御礼申し上げます。

昨年の7月の豪雨災害により当会管内でも多くの事業所が直接被害に遭われ、今も復旧に向けてご苦労なさっていることと存じます。一日も早い回復を願わざにはいられません。当会としても情報提供や支援等を積極的に行って参る所存です。

地域経済においては回復基調ではあるとの報道がなされており雇用関係等は改善されているようですが、まだまだ疲弊感は拭われておらず消費は依然として低迷しているのが実感です。さらに今年度実施予定の消費税増税による軽減税率制度の導入は経営側にとっては事務作業が煩雑化することは間違いない、加えて消費の落ち込みも懸念されることから不安材料の一つとなっております。導入に際し、できる限り不安要素をなくせるよう昨年度に引き続き「軽減税率制度説明会」等、税務研修会を税務署のご協力をいただきながら積極的に開催いたしますので、是非多くの皆様のご参加をお待ちしております。

「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者にお団体である」という理念のもと、様々な活動をしております。なかでも青年部会による租税教室は年々拡大し、管内の小中学校への出前授業は経営者の目線での切り口でわかりやすいと好評頂いております。同じく、女性部会を中心となっての「税に関する絵はがきコンクール」も応募数が年々増加し専門家を招いての審査、表彰活動を行っております。租税教室の様子や絵はがきコンクール、また税の作文等の応募作品等を拝見しますと日本の将来を真剣に考えている思いが伝わり、我々も次世代に向けてしっかりとバトンを受け渡したいという思いを強くいたします。

また、法人会には総務・税制・広報・研修・組織・厚生の6つの委員会があります。正副会长が愛媛県法人会連合会の委員として県下8単位会で足並みをそろえ、会員の皆様はじめ地域社会に役立つ施策等を実施しております。中でも、税制委員会でまとまった平成31年度税制改正に関する提言書では自治体、地方議会、国会議員に対し私たち経営者、特に中小企業にとって重要な提言を行っております。

昨年度からの取り組みで「税務署との座談会」ではテーマにとらわれず、署長をはじめ幹部の方との意見交換は青年部会、女性部会と続けて開催しており、今後も枠にとらわれず多くの方と意見交換出来るよう機会を作って参ります。今年も皆様にとって必要な法人会として事業をさらに推進して存在感のある活動を行う所存です。

結びに会員の皆様、関係各位のご健勝とご多幸そして企業の繁栄、地域社会の発展を祈念申し上げて新年の挨拶といたします。

年頭のご挨拶

八幡浜税務署長 葛西 重紀



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

年頭に当たり、公益社団法人八幡浜法人会の会員の皆様には、今年1年のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げますとともに、平素から税務行政全般につきまして深いご理解と多大なご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、7月に発生しました豪雨災害は、西予市を含め南予地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命まで奪われるという極めてつらい出来事でした。発生から半年が経過しましたが、被災された皆様は、今もなお厳しい環境の中で少しずつ前に歩みを進めておられる状況であり、改めてお見舞いと1日も早い復興を心から切に願うばかりです。

さて、公益社団法人八幡浜法人会におかれましては、長きにわたり「よき経営者を目指すものの団体」として地域に密着し社会の繁栄に貢献する活動に取り組んでおられるとともに、「税のオピニオンリーダー」として各種説明会や研修会、青年部による租税教室への講師派遣や女性部を中心とした「税を考える週間」の街頭税金クイズの開催など、適正な申告納税制度の実現・税知識の普及等を図るための啓発活動にも熱心に取り組んでいただいております。このような活動は、申告納税制度の下における税務行政の円滑な運営によりまして非常に心強く、また「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすために欠くことのできない大きな役割を果たしているものであります。これもひとえに、門田会長をはじめとする役員の皆様のご尽力と、会員各位のたゆみないご努力のたまものと深く敬意を表する次第であります。

また、間もなく平成30年分の確定申告期を迎ますが、被災された方の雑損控除や寄附金控除等で例年以上の申告の増加が見込まれます。引き続き、被災された方をはじめ納税者の皆様の立場に立って、親切・丁寧な対応を行ってまいります。加えて、10月からの消費税の10%引き上げを見据え、軽減税率制度や補助金の運用、区分経理等の内容について、会員の皆様をはじめ全事業者の方にご理解をいただき、円滑な導入が図れますようあらゆる機会を捉えて、引き続き丁寧な周知・広報に努めてまいりますので、これまで以上に八幡浜法人会の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今後とも、八幡浜法人会の皆様と十分な意思の疎通を図り、これまで培ってまいりました協調関係を更に深めてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げますとともに、公益社団法人八幡浜法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

第6回 通常総会 開催



第6回通常総会は平成30年5月16日(水)に八幡浜商工会館大ホールにて開催いたしました。第1号議案「平成29年度決算報告承認の件」、第2号議案「役員一部変更(案)承認の件」が議場に諮られ承認され、続いて平成30年度事業計画等、理事会承認事項が報告されました。

表彰では功労者表彰が行われ、会員増強表彰では伊予銀行、愛媛銀行、福利厚生制度推進では大同生命保険(株)の矢野祐子推進員がそれぞれ表彰されました。

支部 会員交流会議



伊方支部(菊池安光支部長)では会員交流会議を平成30年8月2日伊方町商工会館にて開催し併せて「働き方改革関連法説明会」を行いました。

保内支部(山内裕司支部長)では会員交流会議を平成30年8月24日八幡浜市文化会館ゆめみかんで開催し、併せて税務研修会「軽減税率導入制度に関する説明会」として八幡浜税務署三原法人課税部門統括官を招いて講演いただきました。



女性部会・青年部会 会員交流会議



女性部会(上甲さゆり部会長)では平成30年6月13日に八幡浜センチュリーホテルイトーにて会員交流会議を開催しました。

青年部会(伊藤篤司部会長)では平成30年8月22日 拓海にて会員交流会議を開催しました。



全国法人会総連合

第35回法人会全国大会（鳥取大会）



平成30年10月11日（木）午後2時より鳥取市の「とりぎん文化会館」において、公益財団法人全国法人会総連合主催による「第35回法人会全国大会（鳥取大会）」が行われました。当日は藤井国税庁長官、鳥取県知事、鳥取市長、友誼団体の長、厚生事業協力会社の社長等多数の来賓が出席され、また、全国の県連や単位法人会からも会員等が多数参加し（約1600名）、記念講演、式典が盛況に執り行われました。

式典においては、「平成31年度税制改正に関する提言」の要旨が報告され、租税教育に大変熱心に取り組んでいる青年部会から、日頃の租税教育活動の事例発表が行われました。

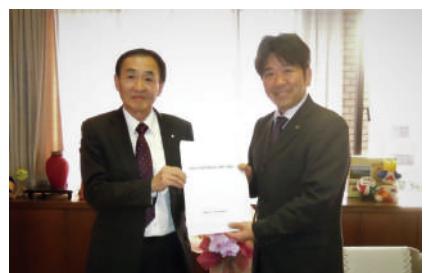
平成31年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

平成31年度税制に関する提言書提出活動

八幡浜法人会では、中小企業は地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠であるとして、「中小企業の活性化に資する税制」「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成31年度税制改正に関する提言」を各自治体、地方、国会議員に提出し実現を強く求めて参ります。

法人会の提言活動は法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的な見直し、事業承継に関する税制の創設など中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。



八幡浜市 大城市長



八幡浜市議会 新宮議長

第13回全国女性フォーラム山梨大会に参加



平成30年4月12日(木)アイメッセ山梨におきまして第13回法人会全国女性フォーラムが開催されました。八幡浜法人会からは2名が参加しました。山梨大会のキャッチフレーズ
輝こう!名峰富士のもと~今を創る女性の力~

第1部は山梨県生まれのフリーアナウンサー国井雅比古氏の記念講演、演題は、「小さな旅と私～人ととの出会いと発見～」旅のなかで出会った女性たちの強さ、また、ご自身の病気になって得た家族の大切さなど、ごく普通の生活がいかに大切かをお話しいただきました。

第2部、式典では山梨県女連協会長の神宮司昭子氏による歓迎の挨拶から始まり、事例発表・大会宣言・次回開催地の富山県への大会旗の伝達が行われました。開催地の甲府市は来年2019年には開府500年を迎えます。信玄公の名言であります「人は石垣、人は城、人は堀」の人の絆を大切にする思いを改めて感じ、女性部会も互いに交流を深め、法人会活動を通じて、将来を支える子供たちが、安心して暮らせる日本の未来を創りたいという心強いメッセージが届きました。

女性部会長 上甲 さゆり



第32回 全国青年の集い岐阜大会へ参加



青年部会では、平成30年11月8日(木)～9日(金)の日程で、第32回全国青年の集い岐阜大会が開催されました。

部会長サミットの議題は健康経営

全国から部会長が集まり、グループに分かれて熱い議論を展開。法人会青年部会所属企業が先頭に立ち、将来的な財政健全化に向け、健康経営を推進していく。

その方向性や具体策を模索いたしました。

来年度からは、青年部活動も新たな局面を迎えるそうです。

メイン講演は紺野美沙子さん

女優活動の話に加え、UNDP親善大使としてSDGs(Sustainable Development Goals)達成に向けての途上国支援をお話を頂きました。

青年部会長 伊藤 篤司



※2019年度 「全国女性フォーラム」は4月に富山にて
「全国青年の集い」は11月大分で開催されます。

平成 31 年 1 月

公益社団法人
八幡浜法人会会員の皆様へ

八幡浜税務署

社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い
～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、所得税及び復興特別所得税の確定申告の季節となり、各税務署において還付申告書の受付が始まっています。平成 29 年分の確定申告者数は全国で約 2,198 万人、そのうち還付申告書の提出者は約 1,283 万人で、還付申告をする会社員の方も数多くいらっしゃいます。

そこで、御社の社員の皆様に国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」（平成 31 年 1 月 4 日（金）から 4 月 1 日（月）の間開設予定）をご案内したいと考えています。この特集ページでは、確定申告に関する各種の情報を入手することができるほか、申告書作成にとても便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけます。

つきましては、別添「あなたの確定申告をサポートします～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～」を特集ページ内の「源泉徴収義務者の方」に掲載していますので、ファイルをダウンロードの上、社員の皆様に配付又は回覧などにより情報提供していただければ幸いです。その際、社内 LAN 等がありましたら、電子掲示板に掲載するかメール配信するなどの方法でお知らせしていただければと存じます。

なお、ファイルは、国税庁ホームページへのリンク設定の有無等により、以下の 7 種類を提供しています。

ファイル形式		H T M L	M i c r o s o f t ® W o r d	P D F	テキスト
リンク 設 定	有	○	○	○	○
	無	---	○	○	○

※「Microsoft® Word」は、米国 Microsoft Corporation の、米国及び他の国における登録商標又は商標です。

また、国税庁では、電子政府実現の一環として、インターネットを利用して申告や納税ができる国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及拡大に努めており、特に申告件数が多い個人の方々に e-Tax を利用していただけるよう、平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に向け、さらに便利で使いやすいものにするための様々な改善措置を講じていますので、確定申告と併せて御社の利用及び社員の皆様への情報提供をお願いいたします。

おって、社員の皆様への情報提供は、平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間の末日である平成 31 年 3 月 15 日（金）には終了していただきますよう重ねてお願ひいたします。

※「確定申告特集ページ」へは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からアクセスできます。

【問い合わせ先】
八幡浜税務署 法人課税部門
担当：三原 Tel : 0894-22-0802

あなたの確定申告をサポートします ～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「寄附金控除（ふるさと納税等）」や「医療費控除」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、[国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）](http://www.nta.go.jp)に「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続について説明しています。

- ・ [寄附金控除（ふるさと納税等）の還付申告](#)
- ・ [医療費控除の還付申告](#)

また、確定申告についての [重要なお知らせ](#) を掲載しています。

例えば、

- ① 平成 31 年 1 月から確定申告書等作成コーナーが変わります。トップ画面などのデザイン変更に加え、スマートフォンによる申告が可能になるなど、e-Tax が更に便利にご利用いただけるようになりました。
- ② 平成 28 年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。また、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります（e-Tax で提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。）。といった重要なお知らせを掲載しています。

このほか、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。

■申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- ・ 平成 31 年 1 月から「確定申告書等作成コーナー」が変わり、より便利な「マイナバーカード方式」と「ID パスワード方式」の選択が可能になりました。
- ・ 年末調整済みの給与所得者（1ヶ所からの支払のみ）で、医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税等）を適用して還付申告を行う方がご利用いただける、[スマートフォン専用画面が利用できます。](#)
- ・ 24 時間いつでも使えます。
- ・ 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- ・ [また、電子申告等データを作成すれば、e-Tax により申告等を行うことができます。](#)
- ・ [作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。](#)

[e-Tax（国税電子申告・納税システム）](#)を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告をすると、こんなにいいことがあります。



※ e-Tax の利用に際しては、[事前準備](#)が必要です。
詳しくは、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

- ① ネットで申告
- ② 添付書類の提出省略
(書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 確定申告期間中は 24 時間受付
(メンテナンス時間を除きます。)

■そのほかにもできること、いろいろ

- ・ [確定申告書の用紙をダウンロードする。](#)
- ・ [税法の取扱いをタックスアンサーで調べる。](#)
- ・ [確定申告の手引きをダウンロードする。](#)
- ・ [税務署の所在地等を調べる。](#)

■動画で分かりやすく解説

[インターネット番組（Web-TAX-TV）](#) では、税に関する手続を動画で分かりやすく解説する番組を配信しています。



【確定申告書等作成コーナー】

消費税の税率が10%になります

○ 平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
××年 月 日	適用	税 区分	借方 (円)	
11 30	△△商事(株)	11月分日用品	10%	88,000
11 30	△△商事(株)	11月分食料品	8%	43,200
(2)	(1)	(3)		(4)

《請求書の記載例》

- ① 分区記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
(株)〇〇御中		△△商事(株)①
平成××年 11月 30日		
11月分 131,200 円（税込み）		
日 付	品 名	金 額(円)
11/1	魚 ※	5,400
11/1	牛肉 ※	10,800
11/2	キッチンペーパー	2,200
合 計		131,200
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

八幡浜税務署からのお知らせ

○ 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

所得税及び復興特別所得税や、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告が始まります。

申告期限間近になると、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。

申告書はできるだけご自分で作成して、お早めに提出してください。

開設期間	受付時間	相談開始時間
2月18日（月）～ 3月15日（金）	午前8時30分～午後4時まで	午前9時～

（注）駐車場が大変混雑しますので、極力、公共交通機関をご利用ください。

※混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがあります。

※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

○ 電話による申告相談をご利用ください！

「確定申告電話相談センター」で所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

※ 確定申告以外の国税に関する一般的な質問や相談を希望される方は、管轄の税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『1』を選択してください。「電話相談センター」へおつなぎします。

開設期間	
平日	1月18日（金）～3月15日（金）
土曜日、日曜日及び祝日	2月24日（日）及び3月3日（日）のみ

※最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』を選択してください。

○ マイナンバー（個人番号）を記載した確定申告書や申請書等を提出する際に、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です

平成30年分の所得税、贈与税及び消費税の確定申告書につきましては、マイナンバーの記載と本人確認書類（例1：マイナンバーカード、例2：通知カードと運転免許証など）の提示又は写しの添付が必要です。

申告書等提出の都度必要ですので、前年分の申告書に記載・提示等された方も同様です。

○ 平成31年1月から、e-Tax の利用手続きがより便利になりました！

☆ マイナンバーカードや ICカードリーダライタをお持ちでない方でも、e-Taxで申告できるようになりました。

用意するものは次の2つです。

- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）

※発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署までお越しください。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のみで利用可能です

※マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

☆ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書を作成できます。

平成30年分の申告から、給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、「スマホ専用画面」から確定申告書を作成できます。

※スマートフォンから消費税、贈与税の申告書並びに決算書等の作成はできませんので、作成される方は、パソコンをご利用ください。

☆ 平成31年1月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます。

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

○ 医療費控除の提出書類の簡略化について

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受けられる場合には、医療費領収書の提示・提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

医療費控除の申告・医療費控除の明細書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

○ 贈与税の申告と納税をお忘れなく

平成30年1月1日から平成30年12月31日の1年間に、個人からもらった財産の価額が110万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要となります。

なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合や住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載されているパンフレットをご覧ください。

○ 納税は振替で

所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、安全で便利な預貯金口座からの振替納税をご利用ください。

「預貯金口座振替依頼書」に住所、氏名（フリガナ）、金融機関名、預貯金種別、口座番号等を記載の上、金融機関への届出印を押印して、税務署又は取引先の金融機関へ提出すれば、あなたの預貯金口座から自動的に納税できます。

なお、既に振替納税を利用している方で金融機関などを変更される場合、新たに「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要となります。

「預貯金口座振替依頼書」用紙は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」中にある「振替納税の新規（変更）申込書」の様式をご利用いただくか、税務署の窓口にも用意しています。

申告期限、納付期限及び振替納税の口座振替日

税目	申告期限	納付期限	振替納税
所得税及び復興特別所得税	3月15日（金）	3月15日（金）	4月22日（月）
消費税及び地方消費税	4月1日（月）	4月1日（月）	4月24日（水）
贈与税	3月15日（金）	3月15日（金）	

※ 特定非常災害発生日前（平成30年6月27日以前）に、土地等を贈与により取得した方で、適用要件を受けることができる場合は、贈与税の申告期限が平成31年4月30日となります。

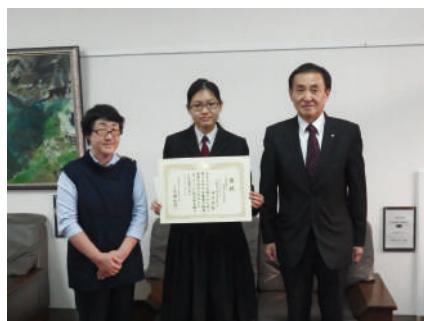
※ 預金残高の確認をお忘れなく！ ※

お問い合わせ先：八幡浜税務署 電話0894-22-0800

○ 八幡浜税務署 人事異動情報(平成30年7月10日付)

官 職	転 入 者		転 出 者	
	氏 名	旧所属部門署等	氏 名	新所属部門署等
署 長	葛 西 重 紀	大阪局 神戸署	帆 足 茂	大阪局 課税部
総 務 課 長	菊 地 邦 弘	高松局 徴収部	中 矢 勝 敏	徳島署 総務課長
個人課税部門統括官	赤 松 茂 重	高松局 課税部	武 田 三 生	宇和島署 個人課税部門
法人課税部門統括官	三 原 英 明	高松局 課税部	越 智 則 勝	新居浜署 法人課税部門

「平成 30 年度 中高生による税の作文表彰活動」八幡浜法人会長賞受賞者



「情けは人の為ならず」

愛媛県立八幡浜高等学校 3年 沖濱 愛梨

お金がないと何もできないとは、よく言ったものです。今、私たちが住んでいる日本の経済も、経済の血液といわれるお金が巡ることで動いています。そのお金の半数は、私たち国民が支払っている税金です。税金は、サービスやものの値段に上乗せされたり、利益に応じて集められています。その時点では、誰の役にも立っていないし、世の中のためにもなっていないように思ってしまいます。私は就職に向けて、多くの求人票を見ていますが、級友は、賃金の手取り額や賞与などを確認しながら基本給は悪くないのにと愚痴をこぼしています。どれだけ働いても所得税として、一割から五割程度は納めなければならないのです。さらには、消費税も税率を上げていき、来年には十パーセントまで上がることになっています。北欧では、二十パーセントを超える国もあるので、それほど高い数値ではありません。では、なぜ一度見送られた増税をすることにしたのでしょうか。

それは、現在日本を取り巻く社会保障の問題が大きく関わっています。税は、消費税だけでなく、所得税や法人税、揮発油税、酒税など多岐にわたります。しかし、それらの税率は容易に上げることができません。一番増税しやすいのが消費税という訳です。さらに、ほとんどの人が納める税なので公平さも保てるのではないかでしょうか。一度見送られた増税がされることになったのは、社会保障が中身の薄いものになってしまふのを避けることができなかつたためでしょう。待機児童や超高齢化社会により介護面の充実など早急に対処しなければならなくなりました。北欧は消費税の占める割合が大きいことで有名です。こうした国では、介護サービスが充実しており、安心して老後を送ることができます。しかし、今日の日本では、若者への投資が優先されます。現に、増税分は保育料無償化の財源になることが決まっています。しかし、介護サービスが充実しないとその負担は若者が背負うことになります。つまり、この問題は切り離さず、包括的に考えるべきだと思います。所得税などは、累進課税方式ですが、増税の際にその仕組みの一環である軽減税率も導入されます。これで、少しですが生活弱者の助けにもなると思います。

このように、税は経済の血液と言われる所以が理解できます。消費増税を反対する人々はものの値段が上がるからと考えます。しかし、将来の国の在り方を考えると、次世代を担う者のために今投資が必要だという考えが必要になるのではないでしょうか。この先、消費税がどこまで上がるかは判りませんが、情けは人の為ならずと考え、国民の義務である納税をきちんとしていきたいと思います。

今回、このように作文を書く機会があり、より一層深く税の仕組みや意義を理解することができました。



八幡浜法人会長賞



「私たちが社会を支える」

愛媛県伊方町立瀬戸中学校3年 谷本 瑞穂

私が改めて税について興味をもったのは、一学期の租税教室の時です。小学生の時から何度も学習をしているのに、今までではあまり興味がわきませんでした。しかし、間もなく十八歳から成人となるニュースを見て、税についてわからないままではよくないと思いました。大人として身に付けておくべきことの一つが税についての知識だと思ったからです。そのことをきっかけにして、税についてもっと詳しく知りたいと思いました。

私の身近な税金といえば、消費税です。買い物をするたびに意識をしなければなりません。どんな物を買うのにも消費税を納めなければならないので、今までの私は少し損をしている気分になっていました。

租税教室では、とても分かりやすく話を聞いていただきました。「税金は、社会を支える会費のようなもの」という説明を受け、これまでの損をしたような感情が無くなりました。私たちが納めた税金は、人々の安全を守る警察、消防や道路、水道の整備といった私たちの生活に大きく関わることに使われていました。もしも税金が無かったらどうなるか自分でも更に調べてみました。学校が塾のように有料となるので驚きました。医療もすべて自己負担になります。救急車にも来てもらえないくなる可能性があるようです。救急車は、自分が一生のうち一度も使わないかもしれません、安心感が違ってくると思います。

税金は私たちの暮らしに欠かせないものだとわかりましたが、逆に税金を納めない国があるのかが気になりました。早速調べてみると、いくつかありました。最初に目についたのが、ナウル共和国の情報でした。初めて耳にする国名でした。太平洋に浮かぶ小さな島国で、リン鉱石の採掘によって栄えていた国でした。二十世紀までは、税金が無く医療や教育は無料で、結婚したら新居がプレゼントされていたそうです。しかし、今ではリン鉱石が少なくなって、経済が崩壊したようです。国民の失業率は九十%で、そもそも働いたことがない人がほとんどという状態だということもわかりました。もし、ナウル共和国を教訓とするならば、地下資源は無限ではないので、将来を見据えて税金から国を作っていく仕組みを整えておく必要があったのです。そのことからも、税金は国を作るために必要なものだと改めて感じました。

しかし一方で、一生懸命働いて納めた税金を無駄遣いする役人がニュースをにぎわせことがあります。そんな時に強く思うのは、税金を国民が進んで納めるようになるためには、無駄遣いのない本当に自分たちの暮らしをよくしているという実感が必要だと思います。例えば今であれば、豪雨災害で被害があった場所で必要なものに税金を充てるのが税金の正しい使い方だと思います。これらのことときっかけに、今後は自分から進んで安心な社会を作る手伝いをしていきたいです。

法人会の租税教育活動

法人会の目的である「税知識の普及、納税意識の高揚」の基本理念に立脚し「租税教育活動」を大きな柱と位置付け青年部会を中心に積極的に推進します。

『租税教育』の目的・意義は、次代を担う児童・生徒ならびに一般社会人が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることです。

【租税教室】では、最初は「税金は必要ないのでは」と考えていた児童・生徒が、最後には「税金は色々な公的サービスの費用を貢う上で必要だ」と理解し、『租税教育』として成果をあげています。

また、講師陣の創意工夫により年々、進化し続けており、法人会ならではの租税教室はたいへん高い評価をいただいております。



神山小 菊池 敬さん



三瓶小 和氣宗一郎さん



保内中 福岡勝也さん

平成30年度 租税教室実施予定 15校

	学 校 名	人 数
1	白浜小学校	34
2	神山小学校	30
3	日土小学校	19
4	宮内小学校	41
5	三瓶小学校	42
6	宇和町小学校	89
7	野村小学校	57
8	明浜小学校	12
9	石城小学校	17
10	田之筋小学校	10
11	愛宕中学校	50
12	松柏中学校	37
13	真穴中学校	7
14	保内中学校	84
15	野村中学校	60



企業の皆様

法人会自主点検チェックシートを活用していますか?

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会自主点検チェックシート)と記入することができます。

- 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8.(5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

This screenshot shows the 'Corporate Business Summary Report' (法人事業概況説明書) form. In the middle-right section, there is a box labeled '(5) Internal Audit' (社内監査). Below this box, there is a note in orange: 'This box is for recording whether internal audit was implemented using various checklists such as the self-inspection checklist.' An arrow from the note points to the 'Internal Audit' box. To the left of the main report area, there is a vertical note: 'This form is for self-inspection by the company itself. It is not intended for external audit or tax audit. Please do not submit it to the tax office or other authorities. If you have any questions, please contact the Ministry of Economy, Trade and Industry's website or the Ministry of Finance's website.'

「法人会自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

This image shows a sample of how to fill in the 'Internal Audit' (社内監査) section. The box is divided into two columns: 'Implementation status' (実施の有無) and 'Internal Audit' (社内監査). The 'Implementation status' column has two options: 'Yes' (有) and 'No' (無). Both options have a yellow circle around them, with a pink circle indicating the selected option. There is also a pink pen icon next to the 'Yes' option.

法人会自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

This screenshot shows the 'Corporate Business Summary Report' (法人事業概況説明書) form. In the bottom-right section, there is a box labeled '17. 加入組合等の状況' (Membership Status). Below this box, there is a note in green: 'Please enter that you are a member of the association.' An arrow from the note points to the 'Membership Status' box. To the left of the main report area, there is a vertical note: 'This form is for self-inspection by the company itself. It is not intended for external audit or tax audit. Please do not submit it to the tax office or other authorities. If you have any questions, please contact the Ministry of Economy, Trade and Industry's website or the Ministry of Finance's website.'

(記入例)

This image shows a sample of how to fill in the 'Membership Status' (加入組合等の状況) section. The box is divided into two columns: '17 加入組合等の状況' (Membership Status) and '(役職名)' (Position Name). The '17 加入組合等の状況' column has a green border around it. The '(役職名)' column has a green border around it. A green arrow points from the note below to the '(役職名)' column. The note says: 'Please enter that you are a member of the association.'

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。
また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



公益社団法人八幡浜法人会

電話0894-24-6250

本気でしようや縁結び 幸せつくる 八幡浜の婚活



1対1のお見合い事業

「愛結び」

きっと見つかる愛顔のご縁。

「愛結び」は会員制のお見合いシステム。

結婚を希望する男女の個別の出会いを

えひめ結婚支援センターが

サポートします。



えひめ結婚支援センターとは _____

愛媛県が少子化対策の一環として(社)愛媛県法人会連合会に委託し開設した公的機関で、結婚を希望する男女に出会いの場を提供しています。

親御さん、
ご親族による
代理登録も
できます。

※詳しくは裏面を
ご覧ください。

入会申込書を
利用して
ご登録できます。

※入会申込書が必要な方は
「愛結びコーナー」に、お申し
出ください。

ホームページもご覧ください

愛結び

検索

<https://www.msc-ehime.jp/aimusubi/>



登録
受付中!

便利なアプリ
ができました!



愛結びシステムのユーザー向け

ひめring 愛結び

要会員
登録

 八幡浜市



えひめ結婚支援センター
Ehime Marriage Support Center

会員登録受付中！「愛結び」で愛顔のご縁を！

えがお

愛結びに登録するには2つの方法があります！

入会申込書に必要事項を記入し、「愛結びコーナー」へ電話連絡

*入会申込書はえひめ結婚支援センターまたは各地区「愛結びコーナー」までご請求ください。

パソコンまたは携帯からえひめ結婚支援センターホームページにアクセス「愛結び」から入会申込み、来所予約

登録に必要な書類等を揃えましょう

- 本籍地の各市町村長が発行する「独身証明書」※1(戸籍抄本での代用も可)
- 健康保険証(本人および勤務先の確認)
- 写真付きの身分証1点(運転免許証、パスポート、写真入り住基カード)
- 閲覧用写真1~2枚(本人のみが写り3ヶ月以内に撮影されたもの。上半身でL判程度の大きさのもの。任意で全身写真1点も追加できます)

※ 証明書類はコピーを頂いてからお返します。



書類等がすぐ揃えられない場合も対応いたします。各地区「愛結びコーナー」までお気軽にお問合せください。

来所予約を入れた 愛結びコーナーで登録

※1 独身証明書の発行については本籍地の市町村にお問合せください。

お相手の情報を見て、申し込むには！

愛結びコーナーでの閲覧を予約

愛結びコーナーで、お相手の情報を閲覧

※本人以外の閲覧はできません

希望の方がいればお申込み(第3希望まで可能)

お引合せ！

センターからお相手へ意思確認

愛結びサポートー※2 が日時等を調整

お引合せ

交際フォロー

※2 愛結びサポートーとは、愛結び事業において研修や認定を受けた上で1対1のお引合せや交際フォロー等を行って頂くボランティアです。



登録について

- ご本人による登録が困難な場合は、民法において定義された親族に限り、本人自筆署名の委任状を持参し代理登録することも可能です。
- 登録にあたってはHP掲載の「えひめ結婚支援センター愛結びご利用にあたって」を必ずご確認ください。
- 登録内容に偽りや倫理マナーに反する行為が認められた場合は、登録をお断りします。
- 愛結びのご利用には、インターネットに接続できメールができる携帯(スマホ)またはパソコンが必要です。

※愛結びコーナーの開設時間等はホームページをご覧ください。

ホームページにアクセス

<http://www.msc-ehime.jp>

便利なアプリ
ができました!



愛結びシステムのユーザー向け

ひめring 愛結び

要会員
登録

費用について

入会登録料／10,000円

(2年間有効です。登録時にお支払いいただき、退会時の返金はございません。)

引合せ時／2,000円

※お茶代1人1,000円(場所を提供したお店にお支払い)、愛結びサポートー交通費1人1,000円をご負担いただきます。

お問い合わせ先

えひめ結婚支援センター 南予事務所

〒795-0054 大洲市中村長畑210番地39
尾張屋ビル2F

Tel:0893-57-6705

八幡浜市役所政策推進課

〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市役所

Tel:0894-22-3111
内線1344



南予地区八幡浜「愛結びコーナー」

八幡浜市広瀬2-1-13
八幡浜市総合福祉文化センター 1F
TEL 0894-24-1822

受付時間 | ホームページをご覧いただくか、各地区的
愛結びコーナーまでお問合せください。

税務署との座談会

法人会では昨年度より始めました「税務署との座談会」を今年度、4月18日に青年部会、9月19日に女性部会で行いました。

税務署長をはじめ総務課長、法人課税部門統括官、管理運営部門統括官にご臨席いただき、税務行政についての話から日常の生活、また地域社会を取り巻く環境と幅広い内容でざっくばらんな座談会でした。

今後も各方面、多くの方が参加できるよう機会を作つて参ります。



各委員会

組織委員会（菊池英充委員長）では平成30年9月21日に拡大組織委員会を開催し各金融機関、協力保険会社、税理士会のご協力をいただきながら今年度の会員拡大に向けての施策を決定いたしました。法人会の会費の事業費に占める割合は大きく、会員増強により法人会活動の幅を広げることが出来ます。八幡浜税務署管内で約6割弱の事業所に入会頂いており公益法人移行後は個人（賛助会員）でも入会できるようになりました。

厚生委員会（緒方健太郎委員長）では平成30年10月24日に役員連絡協議会の中で協力保険会社三社（大同生命保険・AIG 損害保険・アフラック）を招き法人会制度商品の説明と推進を行いました。法人会の福利厚生制度は会社・経営者・従業員と広い範囲をそれぞれの保険会社が担当しています。後遺症や予期せぬ災害、またがん等の罹患率の高さなど変化に対応した備えが重要になっております。また、法人会福利厚生制度での保険料の一部は、全国法人会総連合を通じて八幡浜法人会へ補助金として頂いております。



法人会の活動

第31回福祉のつどい

「出会い　ふれあい　笑顔と感謝」をテーマに第31回福祉のつどいが八幡浜市新町ドーム周辺で平成30年5月20日に開催されました。当会の青年部会有志による焼き鳥販売での売上を毎年、各方面に寄付を行っております。

今年度は八幡浜市ボランティア協会・八幡浜市社会福祉協議会の「フードドライブ」に協賛させていただきました。



諏訪崎クリーン活動

八幡浜市の諏訪崎海岸は景勝地でもあると共に多くの絶滅危惧種の生息地でもあります。中でも赤手力ニのコロニーが多数あり安心して産卵できるようゴミ回収する活動を後援しております。

今年度は5月26日に約60名の参加をいただき開催しました。当日は環境マイスター水元氏によるミニ講座があり環境問題への関心を高めることができました。



税を考える週間 PR活動

毎年11月の税を考える週間でのPR活動として11月8日に八幡浜銀座商店街にて「税金クイズ」と参加者に花の苗をプレゼントしました。
当 日は天候も良く多くの方に参加して頂きました。



法人会のセミナー

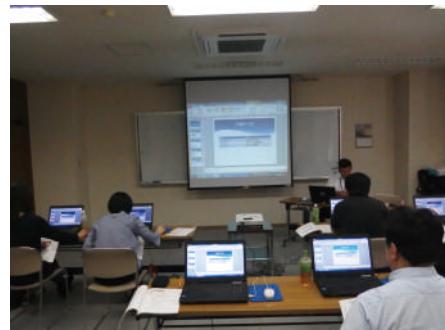
平成 30 年 9 月～平成 31 年 3 月

中小企業会計啓発普及セミナー



平成 30 年 9 月 19 日に商工会館 3 階
にて講師に税理士 山内実先生を招き
開催いたしました。

パソコン講座



平成 30 年 9 月 26 日に商工会館 3 階
にて講師に能田先生・福田先生を招
き開催いたしました。

新設法人説明会



平成 30 年 10 月 17 日に八幡浜税務署
にて社会保険説明会も併せて開催いた
しました。

☆今年度 予定のセミナー

- ① 2 月 14 日（水）13：30～14：30
「働き方改革関連法説明会」
会場：八幡浜商工会館 3 階
受講料：無料
- ② 2 月 14 日（水）15：00～16：00
「自主点検チェックシート活用セミナー」
会場：八幡浜商工会館 3 階
受講料：無料
- ③ 3 月 6 日（水）13：30～16：30
「経理担当者養成講座」
会場：八幡浜商工会館 3 階
受講料：テキスト代込みで 2,200 円

詳細は当会ホームページをご覧頂くか事務局までお問い合わせくださいませ。

はまゆう第 74 号編集後記

2018 年（平成 30 年）は 1 月の大雪に始まり 7 月の豪雨災害と八幡浜法人会管内、中でも特に西予支部野村分会会員の事業所では甚大な被害がありました。法人会でも協力福利厚生会社や他県の法人会より支援物資や義援金等をお届けすることで被災地で、わずかばかりではありますが復旧・復興に向けてのお手伝いの一助になればと思っております。改めて、日頃の備えと想定を超える災害への対策を考え直さなくてはならないことを痛感した次第です。法人会で出来ること、法人会ならではと感じていただける情報の発信、セミナー等を引き続き会員、地域の皆様にお届けいたします。

広報誌 はまゆう第 74 号 編集・発行 （公社）八幡浜法人会広報委員会

〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 25 号 電話 0894-24-6250

謹
賀、
新
年

今年も法人会の

福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様に
安心をお届けしてまいります

本年も何卒

よろしくお願い申し上げます

平成三十一年



〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

松山支社

〒790-0003松山市三番町4-9-6NBF松山日銀前ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)
もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成30年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

 **Daido** 大同生命保険株式会社

四国支社 松山営業部/
愛媛県松山市三番町4-12-4(松山大同生命ビル6F)
TEL 089-921-7391

 AIG 損害保険株式会社

松山支店/
愛媛県松山市三番町4-8-11(富士火災松山ビル6F)
TEL 089-946-3815

F-30-1031(平成30年8月15日)
B-152257 2017-11